

● 評議會全國遊説部設置の件

提出 横濱合同労働組合
 説明 岡 相 倍 吾

A.20

【決議】

本大会は評議會の主義政策を全国的に明示しその根本、普及を計る爲めに全國遊説部設置を決議する。

【理由】

評議會の組織は全日本の広大なることを集中し統一する爲めの組織は勿論必要である。それと同時に評議會の主義政策はあらゆる機会に於て、例へば、模範演説紙張を通じて徹底せしめねばならぬ。更にわが評議會主義政策をより徹底せしめ一徹にし普及する爲めにその一取柄として全國宣傳遊説部の設置が必要であるを考へる。

【実行方法】

- ① 評議會本部の組織部の先例の下に遊説部を置く。
- ② 遊説部は部長一名と地方評議會より挙ぐる（各宛の部員を以て遊説隊を構成する）。
- ③ 遊説部は大会直後の中央常任委員会と相計りて活動方針の細目を決定し、先づ東京を振り出しに東海道を南下する。

④ 評議會所属の組合及支弁のある所、及欠工所等に於ては特に道徳前集會の力を借りて宣傳遊説会を置く。

⑤ その他道順は例へば、東京に於て市外、市外一回交、蒲田、川崎、鶴見、横浜

平塚、小田原と云ふが如し。

⑥ 遊説隊の宣傳スローガンを定めること。

⑦ 地方の事情に応じて多少の変更はあつるべし。

⑧ 一切の経費、旅費、食費、宿費、会場費、ビラ、ポスター等は悉く主催地支給。

⑨ 入場料は適宜に定める方針。

⑩ 一切の準備は主催地。

⑪ ポスターを一定する爲めにスローガン入りのものを数枚印刷することもおこい。

● 徒勞制度撤廃に關する件

提出 大友造機給労働組合

【理由】

徒勞制度は封建的制度の遺物である。是を賃銀の基に、一定の期間内を縛り、或は労働者制度を設けて其の自由を奪ひて奴隷的待遇の下に委せられて

A.21